

【表紙】

| | |
|---------------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2026年4月2日 |
| 【会社名】 | 株式会社アドバンテスト |
| 【英訳名】 | ADVANTEST CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役兼経営執行役員社長 Group C00 津久井 幸一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内1丁目6番2号 |
| 【電話番号】 | 東京(03)3214-7500(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員 Co-CHO & Co-CCO 吉本 康志 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区丸の内1丁目6番2号 |
| 【電話番号】 | 東京(03)3214-7500(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員 Co-CHO & Co-CCO 吉本 康志 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 128,730,600円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、臨時報告書を2026年4月1日付で、臨時報告書の訂正報告書を2026年4月2日付で関東財務局に提出いたしました。これに伴い、2026年3月31日付で提出した有価証券届出書について、臨時報告書及び臨時報告書の訂正報告書を参照書類に追加し、参照書類の補完情報を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 第三部 参照情報
 - 第1 参照書類
 - 第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

（訂正前）

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第83期（自2024年4月1日 至2025年3月31日） 2025年6月25日 関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第84期中（自2025年4月1日 至2025年9月30日） 2025年11月13日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日（2026年3月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日（2026年3月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日（2026年3月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日（2026年3月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年12月1日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日（2026年3月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年12月1日に関東財務局長に提出

8【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日（2026年3月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年12月1日に関東財務局長に提出

9【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日（2026年3月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年1月19日に関東財務局長に提出

10【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日（2026年3月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年3月31日に関東財務局長に提出

1 1 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日（2026年3月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年3月31日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の提出日（2026年3月31日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の提出日（2026年3月31日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第83期（自2024年4月1日 至2025年3月31日） 2025年6月25日 関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第84期中（自2025年4月1日 至2025年9月30日） 2025年11月13日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2026年4月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2026年4月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2026年4月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2026年4月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年12月1日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2026年4月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年12月1日に関東財務局長に提出

8【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2026年4月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年12月1日に関東財務局長に提出

9【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2026年4月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年1月19日に関東財務局長に提出

10【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2026年4月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年3月31日に関東財務局長に提出

1 1 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2026年4月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年3月31日に関東財務局長に提出

1 2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2026年4月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2026年4月1日に関東財務局長に提出

1 3 【訂正報告書】

訂正報告書（上記12の臨時報告書の訂正報告書）を2026年4月2日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2026年4月2日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（2026年4月2日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。